# [事案 2020-249] 新契約無効請求

• 令和 3 年 7 月 16 日 和解成立

### <事案の概要>

募集人から無理やり契約させられたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成29年5月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込 保険料を返還してほしい。

- (1)代理店の店舗から帰ることを募集人に拒まれ、やむなく契約した。
- (2) 申込みを行った店舗とは別の店舗で保険料を支払った際、募集状況を説明して本契約を解約したいと伝えたが、申込書に署名しているので解約できないと言われ応じてもらえなかった。

## <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人の退去を阻むような行為はしていない。
- (2)保険料を受け取った際、申立人から特段の申出を受けていない。

#### <裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

# 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が無理やり契約させたことは認められないが、以下の理由により、 和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧 告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は事情聴取において、保険料の支払手続が行われた店舗の取扱職員から、「お客様にもう1回説明して、納得して払い込んでいただきました。」との連絡があった旨陳述していることから、申立人は単に保険料を支払っただけでなく、取扱職員に何かしらの申出をしたのではないかと思われる。
- (2) 申立人は、保険料の支払手続のために、申込手続をした店舗より自宅から遠い別の店舗を わざわざ訪れており、申立人には申込手続に何かしらの不満があったことが窺え、取扱職 員に本契約を解約したい旨を伝えていた可能性は否定できないように思われる。
- (3)保険会社では、初回保険料の払込猶予期間内であれば、保険料を未入金にすることにより申し込んだ契約を解約することができ、解約申出を受けた場合には、解約返戻金額がないことおよび解約請求日当日から1年間は新たな申込みができないことを説明した上で、解約通知の書面を受け付ける取り扱いをしていた。申立人が解約の申出をしていたとすると、保険料を未入金にすることで本契約を解約できるとの説明を受けていれば、本契約の解約に至っていたのではないかと思われるが、解約に至っておらず、申立人に対して、当該取扱いについて適切に伝えられていなかった可能性も否定できない。